クロスボウについて

目次

| 1 | クロスオ | ボウの概要 | 1 |
|---|-------|--------------------------|----|
| | 1 - 1 | | 1 |
| | 1 - 2 | クロスボウの操作方法 | 2 |
| | 1 - 3 | クロスボウの分類と性能 | 3 |
| | 1 – 4 | クロスボウの特徴〜洋弓・和弓との比較 | 4 |
| | 1 - 5 | クロスボウの使用実態 | 5 |
| | 1 – 6 | クロスボウの流通実態 | |
| 2 | クロスオ | ボウが使用された犯罪及び被害の実態 | 7 |
| | 2 - 1 | クロスボウが使用された事件の検挙状況 | 7 |
| | 2 - 2 | クロスボウが使用された事件の検挙事例 | 8 |
| | 2 – 3 | クロスボウに対する被害者の認識 | 9 |
| 3 | クロスオ | ボウが犯罪に使用される理由等 | 10 |
| | 3 - 1 | 被疑者のクロスボウの入手動機等 | |
| | 3 - 2 | クロスボウが犯罪に使用される理由 | |
| | 3 - 3 | 犯罪に使用されたクロスボウの性能 | 12 |
| | 3 - 4 | クロスボウが使用された事件の矢の発射場所等 | |
| 4 | クロスオ | ボウに関する相談の実態 | 14 |
| 5 | クロスオ | ボウの実験結果 | 15 |
| | 5 – 1 | | 15 |
| | 5 – 2 | クロスボウの威力②〜銃砲との比較実験 | 16 |
| 6 | クロスオ | ボウに関する規制の現状 | 17 |
| | 6 – 1 | クロスボウに関する条例上の規制 | 17 |
| | 6 – 2 | 事業者による自主規制の取組 | 18 |
| 7 | 銃刀法σ |)規制の概要 | 19 |

クロスボウとは



(クロスボウの一例)

概要

- 弦を引いた状態に固定する構造を有するもので、弦を固定してから矢を付け、銃のように引き金を引くことにより矢を発射させるもの。
- 古くから武器として用いられてきた。現在、競技スポーツ用具等として使用されている(海外では狩猟の用具としても使用)。
- なお、「ボウガン」は、クロスボウの通称。弓(BOW)と銃(GUN)を組み合わせた和製英語。 (英語ではcrossbow)

クロスボウの操作方法

① 弦を引いて固定



コッキング紐 (弦を引き易くする 補助用具)









②弦の引上げ開始

③固定される位置 まで弦を引上げ (※2)

- ※1 ポンド数が小さいものは素手で弦を引き上げ可能
- ※2 所定の位置まで引き上げると弦が固定される



② 矢の装てん

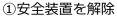
(クロスボウを立てた状態)





③ 発射





②引き金を引いて発射



2

クロスボウの分類と性能

分類ごとの一般的な性能(目安)

| | 分類 | 全長 | ポンド数 (弦を引く重さ) | 有効 射程距離 | 矢の初速 | | 使用する矢 | |
|--------|----------------------------------|---------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------------|-------|--|----|
| | ピストルクロスボウ (片手で把持するもの) | 50cm 程度 | 50〜80ポンド (23〜36kg 程度) | 10〜20m 程度 ※80ポンドの 場合 | 時速165~192km 程度 | (先端部) | 長さ:約16cm 太さ:約5mm 重さ:約7g | 低 |
| フル | 競技用クロスボウ (両手で把持するもので、滑車なし) | 120cm 程度 | 95ポンド以下 (43kg程度以下) | 30~40m 程度 ※95ポンドの 場合 | 時速約202.4km | (先端部) | 長さ:約40cm 太さ:約7mm 重さ:約14.5g | |
| サイズクロス | リカーブクロスボウ (両手で把持するもので、滑車なし) | 70~90cm 程度 | 120〜175ポンド (54〜79kg 程度) | 30~50m 程度 ※150ポンド の場合 | 時速181~269km 程度 | (先端部) | 長さ:約37cm 太さ:約8mm 重さ:約20g | 威力 |
| ボ ・ | コンパウンドクロスボウ (両手で把持するもので、滑車あり) | 70~90cm 程度 | 130〜185ポンド (59〜84kg 程度) | 50m 程度 ※185ポンド の場合 | 時速313~417km 程度 | (先端部) | ポンド数による ※185ポンド以上の場合 長さ:約53cm 太さ:約10mm 重さ:約28g | |

出典:競技用クロスボウについて、矢の初速・使用する矢は科警研による測定結果、全長・ポンド数・有効射程距離は日本ボウガン射撃協会からの聴取結果による。 その他は一般社団法人全日本クロスボウ協会からの聴取結果による。

クロスボウの特徴~洋弓・和弓との比較

| | 射撃姿勢・矢の初速 | 習得期間等 |
|------------|---|---|
| クロスボウ | ○ 弦を引いた状態で固定装置によって固定した後、狙いを定め、引き金を引いて発射○ 矢の初速が時速400kmを超えるもの | ○ 弦を引いた状態で固定した後は人力で弦を引くことなく発射可能○ 競技において、初心者でも<u>初日</u>に30m 先の的に矢を当てることが可能 (注1) |
| | も存在 | 注1: 日本ボウガン射撃協会からの聴取結果による |
| 洋弓(アーチェリー) | ○ 人力で弦を引いた状態のまま狙いを定め発射 ○ 矢の初速は、トップレベルの選手でリカーブボウの場合は時速200km程度、コンパウンドボウの場合は時速300km程度(注2) 注2: 公益社団法人全日本アーチェリー連盟からの聴取結果による | ゴム弓(棒にゴムを付けた練習用具)を使用するなどして、正しい姿勢や弦を引く力を身に付ける必要がある (ゴム弓) 競技において、初心者が30m先の的に矢を当てられるようになるまでに数か月を要する (注2) |
| 和弓(弓道) | ○ 人力で弦を引いた状態のまま狙いを定め発射○ 矢の初速は、国体出場選手で時速200km程度(注3) | ゴム弓(棒にゴムを付けた練習用具)を使用するなどして、正しい姿勢や弦を引く力を身に付ける必要がある競技において、初心者が28m先の的に矢を当てられるようになるまでに数か月を悪する。 |
| | 公益財団法人全日本弓道連盟からの聴取結果による | 要する (注3) 4 |

クロスボウの使用実態

射擊競技

- クロスボウを使用した射撃競技が行われており、国内の競技者数は100人程度。
- 国内の競技団体として日本ボウガン射撃協会が存在し、大学の部活を含む9団体 が参画。国際競技団体(IAU)に加盟し、国際大会にも参加。

かみのやまし

○ 山形県上山市では、ボウガン射撃が市総合体育大会の種目となっている。



大会の様子

趣味・レジャー等

- 射撃競技とは別に、趣味・レジャー等として、クロスボウが使用されている。ルールは特段定められておらず、対象人口は必ずしも明らかではない。
- クロスボウの正しい使い方と理解普及を目的とした団体として、 一般社団法人全日本クロスボウ協会が存在。



射撃の様子

その他

1 動物麻酔

- 鳥獣保護管理法第9条に基づき、学術研究や鳥獣の管理の目的で、クロスボウを使用して麻酔を投与する方法により鳥獣の捕獲をすることについて、都道府県知事から許可がなされた例がある。(令和元年度中5件)
- なお、鳥獣保護管理法第12条及び同法施行規則第10条により、矢を使用する方法による狩猟は禁止されている。

2 調査研究

○ 鯨の生体組織の採取の目的で、クロスボウが使用されている例がある。

クロスボウの流通実態

| | 製造 | 販売・流通 | | | |
|-------------|---|---|--|--|--|
| 競技用のクロスボウ | 約2年前まで製造を行っていた 国内業者が1社存在するが、現 在は製造を中止。その他の国内の製造業者は把握 なし。 | 左記製造業者が在庫分を販売しているのみで、他に販売を行っている国内業者は把握なし。個人が直接海外業者から輸入し、入手するのが一般的。日本ボウガン射撃協会によると、会員が100本程度所有していると推計。 | | | |
| 競技用以外のクロスボウ | ○ 国内に製造業者は把握なし。○ 海外では、アメリカや台湾を中心に製造業者が存在。 | インターネットを中心に販売する国内業者が存在。 国内の流通数は必ずしも明らかでない。 主な国内販売業者から聴取したところ、年間の個人向け販売数は、千数百本の業者もあるが(1社)、多くの業者は数十本程度。 | | | |

クロスボウが使用された事件の検挙状況

宝塚市における殺人等事件

- 被疑者 無職 男性 23歳
- 被害者

被疑者の祖母 75歳 死亡 被疑者の母 47歳 死亡 被疑者の弟 22歳 死亡 被疑者の伯母 49歳 重傷

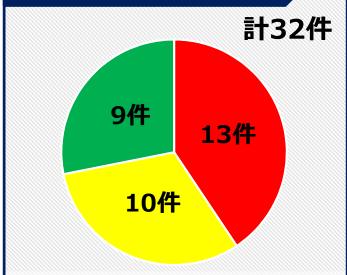
〇 概要

令和2年6月4日、被疑者が兵庫県宝塚市内の自宅において、同人の祖母ら親族4人に対し、クロスボウで頭や首に向け矢を放ち、うち3人が死亡し、1人が重傷を負った。【殺人未遂罪で逮捕、殺人罪で再逮捕】

上記事件以降のクロスボウ使用事件

- 令和2年7月26日、被疑者(33歳)が兵庫県神戸市内の自宅において、同人の夫(36歳)を殺害しようと企て、クロスボウで矢を放ったが頭部をかすめ、更に包丁で刺すなどしたが未遂に終わった。【殺人未遂罪で逮捕】
- 令和2年8月31日、被疑者(28歳)が長野県長野市内の自宅において、被害者 (74歳)に対し、殺意をもって、至近距離からクロスボウで矢を放ったが、右腕を貫通するなどの傷害にとどまり、未遂に終わった。【殺人未遂罪で逮捕】
- 令和2年9月2日、被疑者(88歳)が北海道岩内郡共和町内の被害者方倉庫内において、被害者(67歳)に対し、クロスボウを向ける暴行を加えた。【暴行罪で逮捕】

H22.1~R2.6の検挙件数



- 刑法犯のうち生命・身体を害する罪 (殺人、殺人未遂等)
- その他の刑法犯(脅迫、器物損壊等)
- 特別法犯(軽犯罪法違反、動物愛護法違反等)

■ クロスボウ使用事件の検挙件数

| | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2上半期 | 計 |
|-----------------------|----------------------|----------------------|------|----------------------------|------|------------------------|---------------|-----------|---------|--------------|-----------------|----|
| 刑法犯 | 1 | 3 | 1 | 4 | 1 | 5 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 23 |
| うち人の生命・身体 を害する罪の事件 | 1 | 3 | 0 | 2 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 13 |
| 罪名 | <u>傷害</u> | <u>殺人(2)</u> 強盗致傷 | 器物損壊 | <u>殺人</u> 強盗致傷 脅迫(2) | 器物損壊 | 殺人未遂(3) 脅迫 建造物損壊 | 入 殺人予備 公務執行妨害 | <u>暴行</u> | 脅迫 | 殺人未遂 略取誘拐 | <u>殺人</u> 傷害 | |
| 特別法犯 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 1 | 1 | 9 |
| 罪名 | 文化財保護法違反 迷惑防止条例違反 | | | 動物愛護法違反 | | | 軽犯罪法違反 (3) | | 鳥獣保護法違反 | 軽犯罪法違反 | 動物愛護法違反 | 7 |

クロスボウが使用された事件の検挙事例

(調査対象:平成22年1月~令和2年6月の検挙事件)

刑法犯のうち生命・身体を害する罪

- 平成26年5月、被疑者3名(18歳・21歳・22歳、いずれも男性)が、被害者(18歳)を橋の欄干に立たせ、同人に対し、クロスボウで矢を発射して、右胸部穿通性肺損傷を負わせた上、その衝撃で川に転落させた。【殺人未遂】
- 平成27年4月、被疑者(36歳、男性)が、自転車で走行中の被害者(47歳)に対し、クロスボウで矢を発射して、同人の右下腿部に命中させて貫通させた。【殺人未遂】

その他の刑法犯

- 平成25年9月、被疑者(34歳、男性)が、威嚇する目的で、駐車場に集まっていた大学生6名に対し、 頭上に向けてクロスボウで矢を発射して脅迫した。【脅迫】
- 平成28年9月、被疑者(29歳、男性)が、同人の両親から安否確認の要請を受けて被疑者方に確認に来た警察官に対し、矢を装填した状態でクロスボウを構え、職務の執行を妨害した。【公務執行妨害】

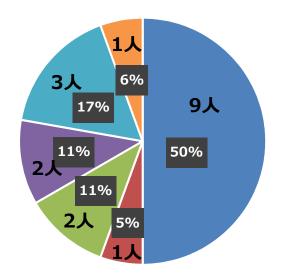
特別法犯

- 平成25年6月、被疑者(18歳、男性)が、自宅においてクロスボウの矢を撃ち込む方法により猫4匹をみだりに殺傷した。【動物愛護法違反】
- 平成22年3月、被疑者(39歳、男性)他1名が、天然記念物に指定を受けた鹿1頭に対し、クロスボウ で矢を発射して、左肋部から左肺臓等を貫通させる傷害を負わせた。【文化財保護法違反】

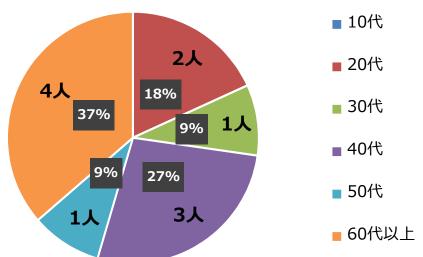
クロスボウに対する被害者の認識

(調査対象:平成22年1月~令和2年6月の検挙事件)

■被害者の年齢(男性、18名)



■被害者の年齢(女性、11名)



※ 対象:刑法犯(財産犯を除く)事件の被害者

死傷者数

| 死者数 | 6人 |
|------|-----|
| 負傷者数 | 11人 |

※ 対象: 刑法犯のうち人の生命・身体を害する罪の事件の被害者

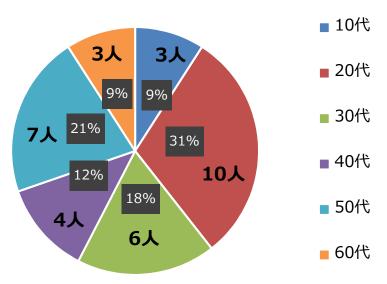
クロスボウを向けられた被害者の認識(例)

- O 足ではなく**体に当たっていたら死ぬ可能性があった**。足でも当たり 所によっては歩けなくなる可能性もあった。【殺人未遂】
- 頭や体のどこかに刺さっていたら、<u>最悪死んでいたかもしれない</u>。 【殺人未遂】
- 先端が無い矢で撃たれたのに、胸に穴が開いたと思うほどの痛みを 感じた (注:小型のクロスボウによる被害)。矢の先端が付いていたら死ぬと思う。【殺人未遂】
- ボウガンを向けられた瞬間、<u>殺されると命の危険を感じた</u>。【脅 迫】
- 被害者の男性は10代が多く、被害者の女性の年齢層には大きな偏りなし
- クロスボウを向けられた被害者は、生命の危険を認識

被疑者のクロスボウの入手動機等

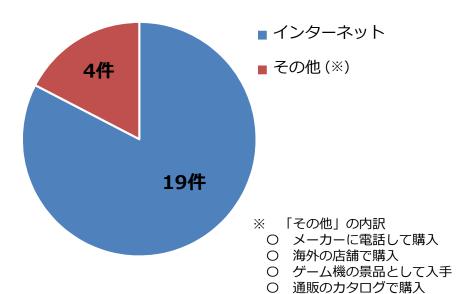
(調査対象:平成22年1月~令和2年6月の検挙事件)

■被疑者(※)の年齢(全て男性、33人)



※ 被疑者のうち、クロスボウを使用した者

■ クロスボウの入手経路 <調査対象32件のうち判明分23件>



被疑者がクロスボウを入手した動機(例)

- **人を殺すための武器**として購入した。
- 威嚇効果のある**護身用具**として入手した。
- 畑に出没する動物を撃退するために購入した。
- 武器マニアで、クロスボウを欲しいと思った。
- 動画サイトでクロスボウを見て**かっこいいと思い、撃ってみた くなった**。
- テレビゲームのキャラクターがクロスボウを使っており、欲しくなった。

被疑者のクロスボウ入手動機 は、犯行目的、興味本位、 鑑賞目的など様々である

クロスボウが犯罪に使用される理由

(調査対象:平成22年1月~今和2年6月の検挙事件)

クロスボウを犯罪供用物として使用した被疑者の認識(例)

- **遠距離から確実に命を狙える**武器として、威力が強いクロス ボウを選んだ。
- 包丁だと近付くまでに逃げられてしまうため、**飛び道具**が良いと思った。
- インターネット上でクロスボウの動画を見て、その<u>威力</u>、<u>射</u>程距離の長さ、静音性</u>に興味を持った。
- 事件当日の午前に試し撃ちをしたのみで犯行に及んだ(殺人 未遂)。
- クロスボウは**インターネットで容易に入手**することができる。

クロスボウが犯罪供用物として使用される理由として、

- ①射程距離が長い、②威力が強い
- ③発射時の音が静か、④操作が簡単
- ⑤入手が容易

という特徴・実態が被疑者から認識されている

クロスボウを犯罪供用物として使用するに至った経緯(例)

- 人を殺すための武器として購入した。
- テレビゲームの登場キャラに憧れてコスプレ目的で所持していたが、むしゃくしゃした際に気を晴らすために発射した。
- 動かない的に撃っているうちに、動くものにも撃ちたいと思うようになった。

クロスボウが犯罪供用物として使用されるに至った経緯として、

- ①犯行目的でクロスボウを入手した例
- ②犯行以外の目的で所持していたが、 何かのきっかけで犯罪に使用した例
- ③撃つうちに標的が変わっていった例 がある

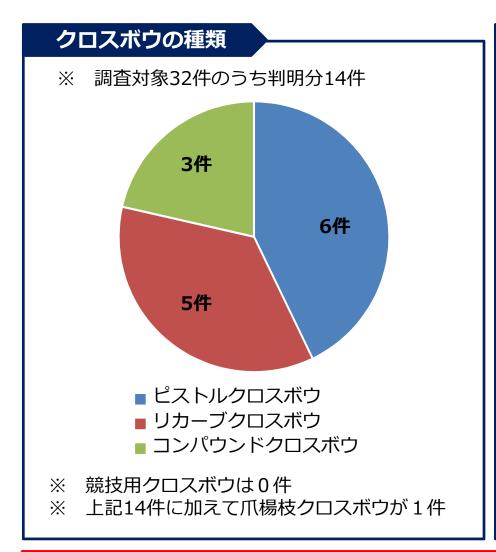
クロスボウの危険性に関する被疑者の認識(犯行時)(例)

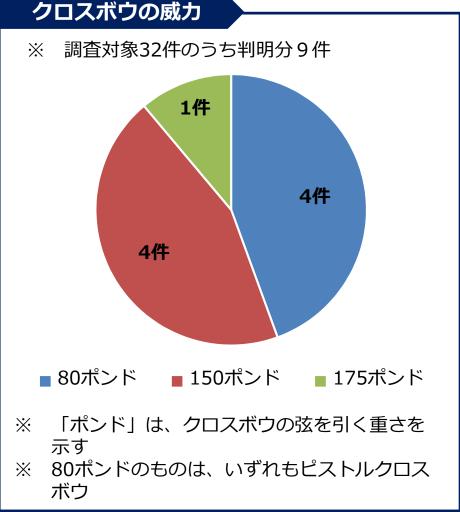
- ネットの情報を見て、人を殺すことができると思った。
- 試し撃ちをしてみて、当たりどころが悪ければ**人が死ぬか もしれないと思っていた**。

被疑者は、試し撃ち等により、 犯行時にはクロスボウの危険性を 認識している

犯罪に使用されたクロスボウの性能

(調査対象:平成22年1月~令和2年6月の検挙事件)

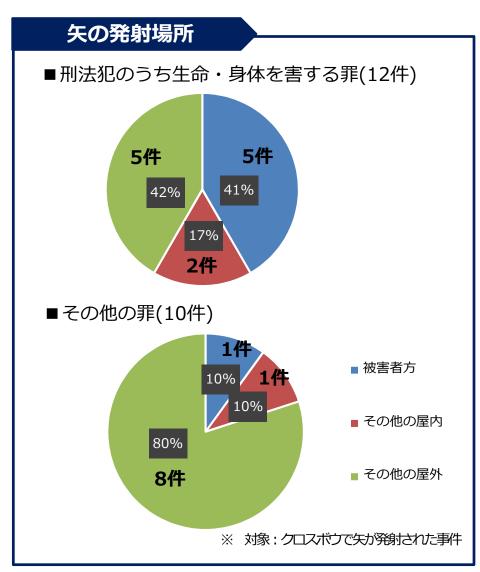


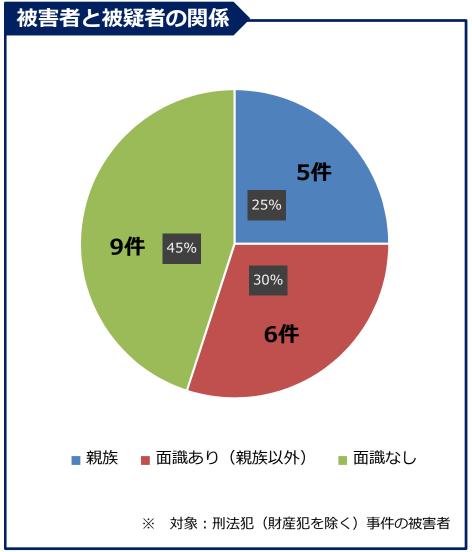


- 多くはフルサイズクロスボウであるが、片手で把持可能な比較的小型のピストル クロスボウも犯罪に使用されている
- 競技用クロスボウが犯罪に使用された例はなし

クロスボウが使用された事件の矢の発射場所等

(調査対象:平成22年1月~今和2年6月の検挙事件)



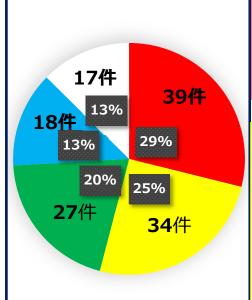


- 全体として、屋外で矢が発射される事件が多い
- 被害者が被疑者と面識のない事件が多い

クロスボウに関する相談の実態

(調査対象:平成22年1月~今和2年6月の相談受理)

■相談件数(計135件)



- クロスボウの所持者への不安の声
- 民家等への実害、脅迫等の被害の声
- ■動物が撃たれているとの声
- クロスボウの規制に関する声

その他

(クロスボウの処分等に関する問合せ)

クロスボウの所持者への不安の声

- ○段ボールに向かって**クロスボウを撃っている男性を見かけたのでパトロールしてほしい。**
- ○息子がクロスボウを購入した。

 警察から息子に対し、
 危険なので処分するよう言ってほしい。
- ○隣人がうるさいが、粗暴であり、**刃物やクロスボウを所持しているので、怖くて注意できない**。
- ○弟が護身用にクロスボウを持っていると聞いた。**両親や他人に危害を加えるのではないか心配**。

民家等への実害、脅迫等の被害の声

- ○**家の外壁にクロスボウのものと思われる矢が刺さっていた**。通学路なので警察に知っておいてほしい。
- ○暴力団関係団体から抜けたいと言ったところ暴力を振るわれ、**クロスボウで車に4か所穴を開 けられた**。
- ○恋人から暴力を振るわれた上、**「死ぬ運命だよ」とのメールとともにクロスボウの写真**が送られてきた。
- ○小学校に対する騒音苦情に際し、**「クロスボウで攻撃する」と告げられた**。
- ○**息子から「クロスボウを購入して殺す」と言われた**。息子と距離を置きたい。

動物が撃たれているとの声

- ○鴨に向かってクロスボウを撃っている者がいた。**人にも撃つ可能性があり不安**。
- ○猫の背中に短い矢が刺さっていた。気持ち悪いので**警戒を強化してほしい**。

クロスボウの規制に関する声

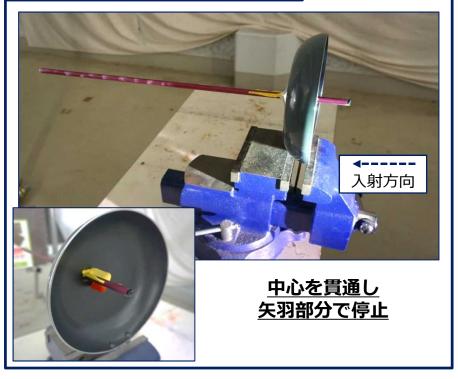
- ○クロスボウは危険なので、規制が必要。
- ○クロスボウを銃砲店の取扱いにし、購入者には身分証明書を提示させ、登録制にすべき。
- 物的・人的被害が生じているほか、クロスボウを所持する者に対する不安の声あり
- クロスボウが危険な物と認識され、家族による所持を止めてほしいとの声もあり

クロスボウの威力①~物品に対する射撃実験

ヘルメット(合成樹脂製)



フライパン(アルミ製)



※ いずれも約5m離れた地点から発射

使用したクロスボウ

リカーブクロスボウ

○ 弦を引く重さ:175ポンド(約79kg)

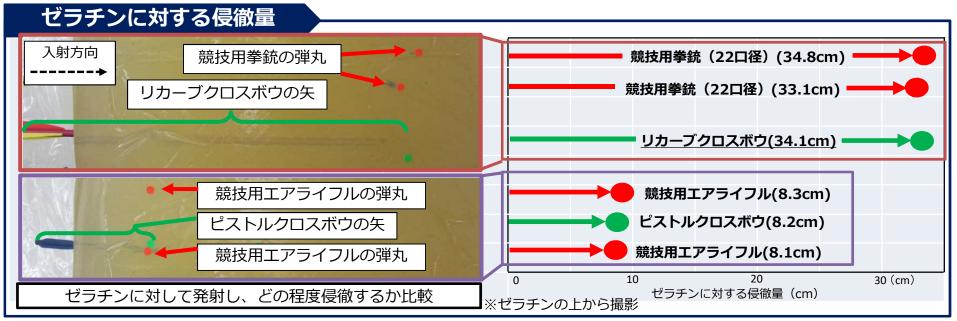
○ 矢の初速: 245FPS (約269km/h)

○ アルミ製の矢(53.5cm)



クロスボウの威力②~銃砲との比較実験





クロスボウは、銃刀法上規制の対象である空気銃、拳銃に匹敵する貫通数・侵徹量がみられる

クロスボウに関する条例上の規制(青少年育成条例)

青少年育成条例における規制状況

| 規制状況 | 23県の条例でクロスボウに関する規制あり(令和2年8月末現在) 茨城県、栃木県、静岡県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、三重県、滋賀県、兵庫県、 奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県、 大分県、宮崎県、沖縄県 |
|------|---|
| 規制内容 | ○ 青少年に対する「有害玩具類等」の販売等の禁止○ 知事がクロスボウを「有害玩具類等」として指定(※)※ 10県は令和2年6月の兵庫県宝塚市における殺人等事件の後に指定 |
| 罰則 | 30万円以下の罰金(※) ※ 「6月以下の懲役又は50万円以下の罰金」や「20万円以下の罰金」等の県もある |

青少年育成条例における規制の例

- 兵庫県青少年愛護条例(昭和38年兵庫県条例第17号)
 - 第9条第2項 何人も、その形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当するため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認められる玩具類等その他の物を青少年に所持させないように努めなければならない。
 - (1) 人体に危害を及ぼすおそれがあるものであること。
 - (2) 著しく性的感情を刺激するものであること。
 - 第12条第4項 <u>知事は</u>、玩具類等の形状、構造又は機能が第9条第2項各号のいずれかに該当するため、 青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、<u>当該玩具類等を青少年に</u> とって有害な玩具類等(以下「有害玩具類等」という。)として指定することができる。
 - 第12条第6項 玩具類等の販売又は貸付けを業とする者は、<u>有害玩具類等を青少年に販売し、又は貸し</u>付けてはならない。
- 兵庫県告示第622号の2

種類:玩具類、品名: クロスボウ (銃砲型近代洋弓)

事業者による自主規制の取組

平成5年当時

平成5年、いわゆる矢ガモ事件、ジョギング中の主婦が重傷を負った傷害事件が発生したことを契機として、クロスボウの輸入、製造業者が「日本クロスボウ安全普及協議会」を設立し、自主規制について以下の規約を定めた。なお、<u>現在、同協議会</u>は活動していない。

クロスボウの輸入・製造・販売に関する規約(抜粋)

(輸入、製造段階)

- クロスボウの威力は標的射撃に必要な威力(<u>おおむね</u> 100ポンド以内)とする。
- クロスボウに固有番号を打刻する。
- <u>矢は標的射撃用のみ</u>(魚撃ち、狩猟に使用される矢は不可)とする。

(販売段階)

- 購入者の身分確認、使用目的等の把握をし、販売台帳に 記録する。
- 18歳未満の者(競技者を除く。)、心神耗弱者、身分確認ができない者等には販売しない。

(その他)

○ 会員(輸入、製造業者)は、危害防止のための要請に協力しない販売店を知ったときは直ちに警察当局に通報する。

現在の状況

- クロスボウの輸入、製造、販売に関し、<u>全体を統括する</u> 業界団体は存在せず。
- 販売業者による自主規制に関する聴取結果(抄)

A社(ネット販売)

- ① 未成年には販売しない
- ② 配送先住所、氏名を把握
- ③ 発送時「狩猟で使用できないこと」等を記載するチラシ を同封

B社(店頭販売、ネット販売)

- ① 未成年には販売しない
- ② 店頭販売では免許証等により身分確認 ネット販売では配送先住所、氏名を把握
- ③ クロスボウには数字の刻印あり
- ④ 受注時「狩猟で使用できないこと」等を注意喚起

C社(ネット販売)

- ① 未成年には販売しない
- ② 受注時「狩猟で使用できないこと」等を注意喚起
- ※ ネット販売がほとんどであり、購入者の詳細な身分確 認や使用目的等の把握は行われていない状況が見られ る。
- O インターネット等を通じ、<u>個人が海外から直接入手する</u> ことも可能。
- 100ポンド以上のクロスボウが多く流通。
- シリアルナンバー等の刻印のないクロスボウが流通。
- 〇 動物殺傷に適した矢じりもインターネットで販売。
- 事業者において、未成年者に販売しない等の自主規制に努めている
- 他方、インターネット販売の普及もあり、事業者による自主規制に限界もみられる

7

銃刀法の規制の概要

趣旨

銃砲、刀剣類等の所持、使用等に関する危害予防上必要な規制について定めるもの。

規制対象の概要

| | 動力 | 発射物 | 種類 | 威力 | 基本的枠組み |
|------|--------|-------|-----------------------------|-----------------------|---------------------|
| 装薬銃砲 | 火薬、爆薬等 | 金属性弾丸 | 拳銃、小銃、機関銃、砲、 猟銃 | _ | 所持許可制 |
| 空気銃 | 圧縮した気体 | 弾丸 | エアライフル、エアピストル | 20]/c㎡以上 | 所持許可制 |
| 準空気銃 | 圧縮した気体 | 弾丸 | エアソフトガン | 3.5J/cm以上 20J/cm未満 | 所持禁止 |
| 刀剣類 | | | 刀、やり、なぎなた、剣、 あいくち、飛出しナイフ | | 所持許可制 |
| 刃物 | | | 包丁等 | | 携帯禁止 (所持への規制はなし) |

所持許可制の概要

- 特定の用途(狩猟、有害鳥獣駆除、標的射撃等)に供するために所持することは可能。
- 危害予防上の観点から定められた所定の欠格事由に該当する者(法律で列挙)は所持を許可されない。
- 所持許可を受けた者は、当該用途のみの発射が認められる。このほか、発射時の危害防止注意義務や携帯・運搬時の安全取扱義務等の規制あり。
 - ※ 行政処分や罰則により実効性を確保。
- ※ 武器等製造法の猟銃等販売事業者は、猟銃等の販売時、所持許可証の提示を受けなければ譲り渡してはならない。

19

一般社団法人全日本クロスボウ協会

全日本クロスボウ協会について

1 所在地

大分県宇佐市(事務局)



2 設立年月日

2014年(平成26年)

3 設立目的

犯罪防止の精神にのっとり、全国のクロスボウ販売店を始めクロスボウに関する法人個人が、会員相互の親睦を図り、これからのクロスボウの正しい使い方と理解普及を目的として 設立。

4 一般会員

56名 ※2020年9月10日現在

5 加盟店及び支援団体

6 団体 ※2020年9月10日現在 (加盟店 5 団体 支援団体 1 団体)



一般社団法人全日本クロスボウ協会

6 事業

- ① クロスボウ販売店の協会からの加盟店証の交付
- ② 信頼できる販売店の紹介とクロスボウ販売店の知識、信頼の向上。
- ③ クロスボウの知識向上のための情報提供&会員制度
- ④ 業界自体を盛り上げるため加盟店同士の情報交換、意見会
- ⑤ クロスボウに関する大会やセミナー等の開催



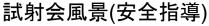




一般社団法人全日本クロスボウ協会

活動内容紹介

- 1 クロスボウ取扱店へのサポート
 - ・新機能の情報提供
 - ・顧客事故の情報共有など
- 2 クロスボウ所持者への情報提供
 - ・試射会の開催
 - ・会報の発行









会報



日本ボウガン射撃協会

国内の射撃競技で使用されるクロスボウの例

- 1 所在地 東京都豊島区
- 2 設立年月日1968年(昭和43年)
- 3 設立目的ボウガン(クロスボウ)射撃競技の普及を目的として設立
- 4 会員 約100名
- 5 活動
 - ① 国際大会への選手の派遣(2年に一度)
 - ② 国内大会の主催(年6大会)
 - ③ 練習会の主催(月1回程度)
- 6 関係団体等
 - ・ 東海大学海洋学部射撃部、北里大学獣医学部ボウガン部等 9 つの組織あり
 - ・ クロスボウ射撃競技の国際団体である「IAU」 (Internationale Armbrustschutzen Union) に加盟

